

# 民法の大改正と 中小企業の実務

**受講料  
無料!!**

～事業者身近な押さえておきたい新ルール～

120年間ほとんど改正のなかった民法が、ついに大改正を受け、コロナ禍で大変な状況の下、今年4月、ひっそりと施行されました。しかし、すべての法律の基本である民法の大改正は、日々の業務に与える影響も非常に大きいものがあります。個人保証に関するルールも、時効に関するルールも、変わっています。新しく「定型約款」という制度もでき、早速、活用される方もおられるようです。この機会に、新しい法律の枠組みについて、しっかり押さえておきましょう。

## セミナー内容

- 連帯保証人になってもらうためには、公正証書が必要になりました。「一筆とっておく」だけでは無効になることがあります。
- 中小企業でも「約款」を使うことで、お客様との法律関係をわかりやすく整理できます。
- 債権の消滅時効期間が原則5年に統一されました。

## 講師

弁護士  
**児玉 修一 氏**

(弁護士法人 やまと法律事務所)



### 略歴

1972年 広島県生まれ  
1996年 北海道大学法学部卒業  
2000年 弁護士登録(奈良弁護士会)

— 弁護士会所属委員会・公職など —

奈良弁護士会会長(2015年度)  
奈良弁護士会副会長(2011年度)

日時 令和2年 **10月6日** 火 19:00~21:00

場所 **榎原商工会議所 4階 会議室**  
〒634-0063 榎原市久米町652-2  
※お車で越しの場合は、隣接する市営駐車場等(自己負担)をご利用ください。

定員 **15人** ※先着順)定員になり次第締め切ります。  
原則1事業所1名。

**申込締切**  
令和2年  
**10/2** 金

### お申込みから受講当日までの流れ

- ①下記の申込書に記入の上、FAX またはホームページからお申込みください。
- ②受講票は発行いたしませんので、当所より連絡がない限り、当日会場までご来場ください。
- ③当日、会場受付にてお名前をお知らせください。

本事業開催にあたり新型コロナウイルス感染拡大防止対策について以下の事項にご理解、ご協力をお願い致します。

- ・マスクの着用、アルコール消毒、手洗いや咳エチケットの徹底。
- ・発熱、風邪症状や倦怠感がある方のご参加はご遠慮ください。
- ・会場内では状況に応じて室内換気・参加者の間隔調整等の対策を講じます。
- ・事業開催予定時期において感染拡大状況により内容を変更する可能性や、開催を延期または中止させていただく場合がございます。

お問い合わせ・主催  
**榎原商工会議所 中小企業相談所**  
〒634-0063 奈良県榎原市久米町 652-2  
TEL: 0744-28-4400  
FAX: 0744-28-4430  
<http://kashihara-cci.or.jp/>



「民法の大改正と中小企業の実務」セミナー 受講申込書 FAX: 0744-28-4430

受講者名	フリガナ	事業所名	
所在地	〒		
TEL・FAX	( TEL ) ( FAX )	従業員数	名
E-mail	@		
事業内容			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業の実施のために使用するほか、当商工会議所からの各種連絡・情報提供等に使用させていただきます。また、セミナーで写真撮影したものを当所のホームページ、広報誌「榎原 ビジネスプレス (かしはら 商工ニュース)」において公開する場合がございます。申込内容を講師に提供いたします。